

3 R 推進課車両による交通事故に係る損害賠償請求事件の和解について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 (2 0 2 1 年) 9 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

3 R 推進課車両による交通事故に係る損害賠償請求事件の和解について

次のとおり和解をする。

1 訴訟当事者

原告

被告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

2 和解の内容

3 R 推進課車両による交通事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償金として、原告に対し1, 800, 000円を支払う。

3 事件の概要

2017年11月7日午前9時50分頃、3 R 推進課の車両が、ごみ集積所のルール違反ごみを回収するため、町田市鶴川三丁目付近の丁字路を直進していたところ、左側から坂を下り右折しようとした自転車と衝突した。

町田市が示談交渉を委任している保険会社と原告が、賠償額の交渉を行っていたが合意することが難しく、原告は2020年10月28日付けで、町田市に対して、3, 306, 985円（その後、3, 319, 257円に変更）の損害賠償を求めて提訴した。

大津地方裁判所彦根支部にて審議が進められてきたが、2021年8月2日付けで裁判所から和解条項案の提示があり、これに従って和解による解決を図る。